

議第176号

京都市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

京都市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年11月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市風致地区条例の一部を改正する条例

京都市風致地区条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた後に申請の内容を変更しようとする場合（別に定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）についても、同様とする。

第2条第2項第6号中「工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）」を「建築物等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 工事のために必要な仮設の工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）で、工事の期間中に限り存続するもの

第2条第2項第6号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物等で、祭礼等の期間中に限り存続するもの

第2条第2項第13号アを削り、同号イ（イ）中「物干場,」を削り、同号中イをアとし、ウをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

第2条第2項第13号エを次のように改める。

エ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為

第2条第2項第13号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により指定された京都府指定有形文化財、同条例第36条第1項の規定により指定された京都府指定有形民俗文化財又は同条例第43条第1項の規定により指定された府指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

第2条第2項第13号に次のように加える。

キ 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された京都市指定有形文化財、同条例第30条第1項の規定により指定された京都市指定有形民俗文化財又は同条例第36条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

ク 京都市市街地景観整備条例第38条第1項の規定により指定された歴史的意匠建造物の保存に係る行為

ケ 京都市屋外広告物等に関する条例の規定の適用を受ける屋外広告物の表示若しくはその掲出物件の設置又はこれらの規模、形態若しくは意匠の変更に係る行為

コ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

第3条第1号中スを削り、セをスとし、ソをセとし、同条第2号ク中「施設」の右に「避雷針を除いて算定した」を加える。

第5条第1項第5号エに次のただし書を加える。

ただし、公共性が高いと認められる事業の実施に係る土地の形質の変更でやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている行為で、この条例による改正前の京都市風致地区条例第2条第1項の許可を要しないとされているものについては、この条例による改正後の京都市風致地区条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の許可を要しない。
- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る行為について適用し、同日前の申請に係る行為については、なお従前の例による。

提案理由

風致地区内における重要文化財等の保存に係る行為等について許可又は通知を要しないこととする等の必要があるので提案する。